

大学審議会法案と臨教審「大学改革」

「大学審議会」の設置を許せば、大学の自治と学問の自由は根本から侵害される危険がきわめて大きい。

糟谷憲一

一、はじめに

臨時教育審議会のめざす「第三の教育改革」の要として位置付けられているのが「大学改革」「高等教育改革」である。政府は先の通常国会に、臨教審第二次答申（一九八六年四月）に基づく「大学審議会設置法案」を提出し、継続審議扱いとして、七月召集の臨時国会においてこれを成立させようと狙っている。この「大学審議会」こそは臨教審「大学改革」を推進するための最大の制度的保障であり、これが設置されるならば、大学の自治と学問の自由は根本から侵害される危険がきわめて大きい。以下、「大学審議会設置法案」の問

題点と臨教審「大学改革」のめざす方向について述べ、その危険性を明らかにしたい。

二、「大学審議会設置法案」の問題点

「大学審議会設置法案」の正式名称は「学校教育法及び私立学校法の一部を改正する法律案」である。その内容は、現在設置されている「大学設置審議会」「私立大学審議会」を廃止して「大学審議会」「大学設置・学校法人審議会」を置くとし、両審議会の権限・構成について規定したものである。現行の「大学設置審議会」の管轄事項のうち、設置認可事務のみが「大学設

置・学校法人審議会」に移され、残りの事項に臨教審第二次答申に示された新しい事項を加えたものが「大学審議会」の管轄事項となる。すなわち単なる審議会の再編統合ではなく、強大な権限をもつ「大学審議会」の新設に法案の最大の狙いがある。

1、管轄事項の包括性、無限定性

大学審議会の管轄事項は次のように規定されている。

(1) 大学の設置基準に関する事項（六〇条）

(2) 学位に関する事項（六八条）

(3) 大学に関する基本的事項（六九条の三）

このうち最も問題になるのが(3)である。何が「基本的事項」であるのかは法案上には明文がない。しかし臨教審第二次答申は大学審議会の扱う事項を次のように具体的に列挙しており、政府が「基本的事項」の内容をいかなるものとして運用しようとしているかは容易に知ることができる。

① 大学に関する調査研究

② 大学に関する必要な情報の収集や提供

③ 大学制度の基本に関する事項

④ 大学の計画的整備と見直し

⑤ 専門分野に応じた人材の養成計画

⑥ 大学教育の内容、方法等の検討
⑦ 大学評価システムの開発

これによれば、「基本的事項」には大学制度、教員の権利と地位、教育・研究の体制と内容など、大学に関するあらゆる事項が含まれる。このような包括的無限定的な管轄事項をもつ大学審議会が設置されるならば、大学の管理運営・教育・研究の自主性を保障するための「大学の自治」が著しく侵害されることは必至である。

2、勧告権の付与

法案は、大学審議会はその管轄事項に関して「必要があると認めるときは、文部大臣に勧告することができ」（六九条三の三項）としている。勧告は、勧告を受けた者が必ず守らなければならないものではないけれども、勧告を尊重して行政措置を取るべきものであり、勧告をもとにした行政措置は適法性を帯びることになる。大学審議会は臨教審答申実施のために設置されるものであるから、審議会が勧告したならば、文部省がこれに遵わないことはまずありえず、むしろ勧告を「錦の御旗」にして大学に行政措置を押しつけてくるであろうことは間違いない。そのとき、大学が「大

学の自治」を抛りどころに文部省の不当な干渉を斥けることは著しく困難となろう。

3、官界・財界中心の構成

審議会の構成について、法案は「大学に關し、広くかつ高い識見を有する者のうちから、文部大臣が内閣の承認を経て任命する二十人以内の委員で組織する」(六九条三の四項)としている。

委員の選出は文部大臣の裁量にまったく委ねられている。かつての諸種の大学管理法は、大学や学術会議(公選制時代)から選出された者を委員に含めていたが、同じように大学の国家統制を企てる法案でありながら、今回の法案は委員をすべて任命制にしている。仮に委員の中に多くの大学関係者が加わったとしても、それはいかなる意味でも「大学代表」ではありえない。また国会の承認さえ不要としているのであるから、大学審議會を国民の代表が制度的にチェックするところはどこにもないことになる。

文部省はすでに第二次答申後、大学審議會への移行を予定して、文部大臣の私的諮問機関として「大学改革協議会」を設置したが、その委員の多数は財界代表、政府機関委員、臨調・臨教審委員、知事などである。

大学審議會の委員の多くもまた財界代表・高級官僚経験者、臨調・臨教審委員などで占められる可能性はきわめて大であり、大学審議會が政府や財界の思いのままに大学を支配・統制するための機関となることは必至である。

三、臨教審「大学改革」のめざす方向

大学に入学し、高等教育を受ける国民は増大しつつあり、国民の高等教育に対する要求は強まっている。この要求に応えるためには、教育・研究条件の充実、教育内容の改善、大学の格差(国公立大学間、国立における旧七帝大系と地方大学との間、地域間の格差)の是正がはからなければならない。このような改革は、教育・研究の現場に働き学ぶ大学の全構成員(教員・職員・学生・大学院生)の要求と意思を集約し、大学の自治と学問の自由を擁護発展させる立場から自主的に推進されなければならないし、大学人はたとえその力量がなお十分ではあるとはいえ、こうした自主的民主的改革の実現のために努力を重ねてきた。臨教審のめざす「大学改革」は、自主的民主的改革の動きとはまったく対立し、大学に対する国家統制・官僚統制を強めて大学の自治と学問の自由を根幹から侵害し、大学

と学問を国民全体の利益のために発展させるのではなく、政府・財界など特定の勢力に奉仕させ、いびつに歪んだものに変質させようとするものではない。以下、臨教審「大学改革」のめざす方向のあらましについて説明したい。

1、公財政支出は重点的・効率的に

臨教審第三次答申は、大学に対する公財政支出の少なさを認めながらも、公財政の重点的・効率的支出の必要（したがって全体としては公財政支出の縮小削減につながる）をうたっている。

重点的支出の対象は①「基礎的・独創的・学際的な」学術研究、②国際化、③大学院の充実と活性化に関するものである。これは先端技術開発の主な担い手と位置づけられる旧七帝大や東京工大などの特定大規模大学（その中でも文科系などは除かれる）に資金を重点的に配布しようとするものである。①に基礎研究の重視をうたっているが、文部省の言う「重要基礎研究」とは「加速器科学、核融合研究、宇宙科学、地球科学、生命科学、材料科学等」であり、先端技術開発と結びついていた学問分野のことである。これらの学問分野にのみ財政支出が重点的に行なわれることは、学問の

発展をきわめていびつなものにさせるであろう。大学の充実も国立大学共同利用機関を母体に設置される総合研究大学院大学や東京大学の大学院重点大学化構想など、先端技術開発中心・特定大学中心である。国際学術交流等も特定大学中心のものとなることは過去の実状からも明らかである。

それでは取残される分野や多数の大学はどうなるのであろうか。臨教審は「資金の多元的導入」を勧め、寄付金受入れ、自己基金の設定、附置財団の設立、国立大学資産の開放利用、土地信託を挙げている。要するに公財政からはあまり面倒をみないから、資金を自分で稼げと言っているのである。大学の公共的性格を考えれば、国公立を問わず基本的に公財政支出により、その充実ははかるべきであるのに、政府はその責任を放棄しようとするのである。この結果、国立大学は財政面から事実上「民営化」することになるし、財政難により大学の教育・研究条件は悪化し、大学間の格差はますます拡大するであろう。

2、管理運営——学長専決体制

大学の管理運営に関しては、学長中心の執行部の指導下に評議会が意思決定し、各学部の教授会の権限は

教学事項にのみ限定しようというのが臨教審の構想である。学長の権限を強化し、文部省派遣の事務局上層官僚と一体となり、大学が文部省の意図どおりに動くための学長専決体制づくりである。また学外の政界・官界・財界代表からなる「参与会」を設置して、その意思を大学に反映させようとしている。

他方、若手教員を中心に任期制、契約任用制の導入をうたい、学問の自由を支えるための「教員の身分保障」さえ奪おうとしている。

3、「産官軍学協同」体制の推進

先端技術開発とつながる分野を中心に大学を再編することは、大学と特定大企業、国立研究機関、さらには自衛隊やアメリカ軍との連携の強化、すなわち、「産官軍学協同」体制づくりとつながっている。すでに共同研究推進のための学内規程の整備、寄附講座設置の動きが進んでいる。「重要基礎研究」の推進や「大学院の充実」もこの体制づくりの一環であるし、大学に所在する学術情報を図書館の電算機ネットワークで結合する「学術情報システム」の整備にも同様の役割を担う面がある。こうした「産官軍学協同」体制づくりは、大学や学問研究を特定大企業・資本の当面の利害

にのみ従属させたり、軍事研究に動員しようとするものであり、憲法・教育基本法原則にのっとった大学や学問研究の自主的・平和的・民主的発展の方向とまったく対立するものである。

4、その他

紙幅の制限により詳しく紹介できないが、「高等教育の多様化・個性化」の名による大学の教育・研究条件の切下げや教育内容の貧弱化、設置形態変更の検討（国立大学を特殊法人・学校法人に変える）が構想されている。これらは総じて、充実した高等教育を受けたいと願う国民の要求に逆行し、高等教育の条件整備をはかるべき政府の責任を放棄するものに他ならない。私たちはこうした臨教審の構想への批判を強めるとともに、あくまで大学の自主的民主的改革の実現を図っていかねばならない。

（かすや けんいち||新潟大学人文学部・日本科学者会議新潟支部事務局長）